

Ⅲ 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない当該年度の行政サービス提供のために、台東区がどのような活動を行ったかを、コストという側面から把握するものです。

どのような行政活動が展開され、どのような効果があったかということと、この行政コスト計算書のコスト及び財源と対比させることにより、行政活動の効率性を検討することができるようになります。

また、行政コストを明確に把握することにより、将来の財源の効率的な活用とコスト意識の醸成につながります。

今回作成した平成17年度行政コスト計算書は、次のとおりです。

1 行政コスト計算書の内容

(1) 行政コストの分類

行政コストは、企業会計で言えば「費用」に相当するもので、地方公共団体が行政サービスの提供のために要したコストを表すものです。

本計算書では、総務費、民生費、教育費などの目的別経費（列）と人件費、物件費、扶助費などの性質別経費（行）をマトリックス（行列）により分類しています。なお、性質別経費については、その性質ごとに4つに分類しています。

・ 目的別経費（列）

区 分	経 費 内 容
行政分野別 （決算統計の 目的別の区分 を基本として います）	議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、 商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧 費、公債費、諸支出金、不納欠損額

・ 性質別経費(行)

区 分	経 費 内 容
<p>人にかかるコスト (行政サービスの担い手である職員に要するもの)</p>	<p>①人件費(普通会計の人件費から退職手当の支払額を控除した金額)、 ②退職給与引当金繰入等(当該年度において新たに退職給与引当金として繰入れする金額)</p>
<p>物にかかるコスト (地方公共団体が最終消費者になっているもの)</p>	<p>① 物件費(賃金、消耗品等の需用費、委託料、備品購入費などの金額)、 ② 維持補修費(公共施設などを維持管理するために必要な金額)、 ③減価償却費(バランスシートで計上した資産についての減価償却額で、現金の増減を伴わない資産の減少額)</p>
<p>移転支出的なコスト (他の主体に移転して効果が出てくるようなもの)</p>	<p>① 扶助費(生活保護や児童手当など、区が現金等を直接支給する経費)、 ② 補助費等(負担金補助及び交付金、報償費などの経費)、 ③ 繰出金(国民健康保険、老人保健医療などの特別会計に対して、区の負担相当額を繰出した額)、 ④ 普通建設事業費(他団体等の資産形成のために区が行う補助等の経費)</p>
<p>その他のコスト (上記に属さないもの)</p>	<p>① 災害復旧費、 ② 失業対策費、 ③ 公債費(特別区債の当該年度の利子償還分、なお元金償還分はバランスシート上で計上) ④ 債務負担行為繰入、 ⑤ 不納欠損額(区税等について時効などで収入の見込みがないもの)</p>

(2) 収入項目の分類

収入項目は、企業会計で言えば「収益」にあたるもので、地方公共団体が行政活動により得た収入を表します。

本計算書では、その性質により、「使用料・手数料等」、「国庫（都）支出金」、「一般財源」に分類しています。

① 使用料・手数料等

分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入の合計額です。

② 国庫（都）支出金

国庫支出金や都支出金のうち、バランスシート上で経理される資産形成に資するものを除いた額です。

③ 一般財源

特別区税、地方譲与税、利子割交付金、地方特例交付金、特別区交付金などの一般財源の合計額です。

なお、特別区税の滞納繰越分は、バランスシート上の未収金を回収することになるため、本計算書には計上されません。

④ 正味資産国庫（都）支出金償却額

有形固定資産の減価償却に合わせて、その財源となった国庫支出金と都支出金についても同様に減価償却を行うものです。

⑤ 期首一般財源等

前年度のバランスシートに計上された「一般財源等」の額です。

⑥ 差引一般財源等増減額

行政サービス提供のために徴収された特別区税や手数料などの総収入と行政コスト（総費用）との差額で、企業の場合の当期純利益（損失）に相当します。

⑦ 調整額

当該年度のバランスシート上の「一般財源等」との調整を行う

ために設けたものです。算出方法の変更などの場合にこの項を活用します。

⑧ 期末一般財源等

「期首一般財源」に「差引一般財源等増減額」及び「調整額」を加えたもので、当該年度のバランスシートに計上された「一般財源等」の数値と一致します。

2 行政コスト計算書の内容

(1) 平成17年度行政コスト計算書

平成17年度決算数値による計算結果は、(10)～(11)ページのとおりです。